

第 109 号議案 長崎市図書館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例施行規則等で規定するもの・・・・・・・・・・・・・・・・	2～5

教育委員会
令和 7 年 9 月

1 条例施行規則等で規定するもの

附属設備使用料と減免については、条例施行規則等に規定する。

(1) 附属設備使用料

区 分				現 行 (1hにつき)	改正案 (1hにつき)
多目的ホール	コンセント			52円	廃止（貸室使用料に含むため）
	冷暖房設備			419円	
	音響映像設備	音響拡声装置一式（アンプ、ミキサー及びスピーカーを含む。）	一式	1,013円	1,660円
	音響映像設備	映写装置（プロジェクター及びスクリーン）	一式	262円	360円
	講演台（花台を含む。）、ステージ台		一式	35円 他	10円 他
新興善 メモリアルホール	コンセント			52円	廃止（貸室使用料に含むため）
	冷暖房設備			366円	
	音響映像設備	音響拡声装置一式（アンプ、ミキサー及びスピーカーを含む。）	一式	227円	470円
		映写装置（プロジェクター及びスクリーン）	一式	157円	70円
	シャワー		1回	209円	480円
編集室	映像設備、暗幕、コンセント、冷暖房設備		〔略〕	〔略〕	すべて廃止
その他	コンセント			52円	廃止（貸室使用料に含むため）
	冷暖房設備			104円 他	
	液晶プロジェクター		1台	122円	20円
	DVD・VHSデッキ 他		1台	105円 他	10円 他

■ (2) 減 免

ア 多目的ホール等貸室

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100% (一部80%)	減免率100%
本市に所在する学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。））がその目的達成のために施設を利用するとき	減免率80%	減免率100%
本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で施設を利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	減免率100%	減免率50%
本市に登録する市民文化団体がその目的達成のための行事に利用するとき	減免率40%	減免率50%

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
本市に登録する図書館事業関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	減免率100%	減免率100%	施設の設置目的に合致するもので、図書館の魅力の発信につながるため
新興善メモリアルのホール又は会議室を次の地域関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき (1) 旧新興善小学校校区（魚の町、江戸町、金屋町、興善町、五島町、栄町、桜町、築町、出島町、賑町、万才町、元船町）の自治会 (2) (1)の関係団体である次の団体 ア 婦人会及び青年会 イ 旧新興善小学校同窓会 ウ 新興善地区民生委員児童委員協議会	減免率100%	減免率100%	施設の設置目的に合致するもので、地域活動の振興に貢献できるものであるため

イ 駐車場

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市又は本市の機関の職員が公務を行うために自動車を駐車させたとき	減免率100%	減免率100%
道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させたとき	減免率100%	減免率100%
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する者を駐車させたとき	減免率50%	減免率50%

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
市立図書館を利用するために自動車を駐車させたとき (入庫から30分以内に出庫したときに限る。)	減免率100%	減免率100%	施設の利用促進のため
市立図書館の管理上必要な業務を行うために使用する 自動車を駐車させたとき	減免率100%	廃止	